

金融機関の一般的な決算書の見方

23-004号
通巻:243

全国の金融機関の審査担当者がすべて一律の見方をしているわけではありませんが、融資審査のうえで重要である決算書の見方について、代表的なものをご紹介します。

金融機関は、取引先からいただいた貸借対照表(バランスシート)をそのまま使用するのではなく資産価値の確認を行い「実態バランスシート」を作成、その後「定性評価」を追加し、追加融資が可能な先かの判断、また自金融機関内の査定の資料に使用します。

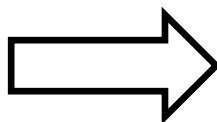
□実態バランスシートとは「貸借対照表」を実際の状態に引き直し、補正したものを言います。

例えば、事業規模に見合わない在庫が計上されていたり、回収不能な売掛金が計上されていれば

貸借対照表からマイナス補正します。「**実質債務超過の企業**」でないかを検証する為に行います。

〈通常の貸借対照表〉

資産	負債
	純資産



〈実態バランスシート〉

資産	負債
債務超過	

○具体的な補正項目の一例をご紹介します。

- ・現金勘定

業種によりますが、事業規模を勘案し、多額の現金計上がある場合は、マイナス補正します。

- ・売掛金勘定

過年度と比較し、長期固定化したものなど回収見込みの低いものをマイナス補正します。

- ・有価証券

上場株式等の相場があるものは、時価評価と簿価との差額を加減算します。

・貸付金

代表者・親族・関連会社に対する貸付金は長期固定化したもの又は回収見込の低いものはマイナス補正します。

・土地・建物

土地は路線価等の時価で引き直し、簿価との差額を加減算します。

建物は種類にもよりますが、法定耐用年数・使用経過年数・再調達価格・平米数などで引き直したものに簿価との差額を加減算します。

・投資その他の資産・繰延資産

ゴルフ会員権等の相場があるものは時価との差額を加減算します。

繰延資産は将来の収益への貢献度を判断し修正します。

・借入金

役員・親族・関連会社など返済可能性の低いものを、返済義務のない負債としてプラス補正します。

□定性評価

「定性評価」とは決算書で見えてこない部分である、**計数以外の評価**のことです。

例えば...

- ・経営者の人物面、業界経験、家族構成、個人の資産背景など
- ・後継者の有無、株主の状況
- ・取引状況「売上・仕入先の分散状況等」、競合他社
- ・業界見通し、自社の成長性など

自金融機関は決算書などから定量評価を行い、これに上記の「定性評価」を加減算します。

定量評価が高くても、定性評価が低ければ、総合的な評価を下げる形になってしまいますし、またその逆のケースもあり得ます。

私自身、前職の金融機関にて約11年程勤めていた経験から、今回、金融機関の注目ポイントである「実態バランスシート」「定性評価」を紹介させていただきました。

企業をどのように見ているか、各金融機関で財務分析の補正内容・ヒアリング等は異なりますが、独自の視点を持ち、査定しています。

クラージュ総合会計事務所 藤本 充佑